

**奈良県告示第三百八十四号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称 区 域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	縦覧場所	区域の名称 区 域
				区域の名称 区 域
黒滝村笠木 (○〇一)	黒滝村笠木 (○〇一) 急傾斜地崩 壊警戒区域	黒滝村笠木 (○〇一) 急傾斜地崩		
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
黒滝村笠木 (○〇一)	区域 壊特別警戒 急傾斜地崩	黒滝村笠木 (○〇一) 急傾斜地崩 壊特別警戒		
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		
及び黒滝村 土木事務所 奈良県吉野	役場総務課 土木事務所 及び黒滝村	奈良県吉野		

四条に規定する衝撃に関する事項



急傾斜地崩 (○〇二)	黒滝村桂原	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○〇一)	黒滝村桂原	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○一三)	黒滝村笠木	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○一二)	黒滝村笠木	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○一〇)	黒滝村笠木	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○一〇)	黒滝村笠木	壊警戒区域	急傾斜地崩 (○一〇)	黒滝村笠木	壊警戒区域				
次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			
急傾斜地崩 (○〇二)	黒滝村桂原	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○〇一)	黒滝村桂原	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○一三)	黒滝村笠木	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○一二)	黒滝村笠木	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○一〇)	黒滝村笠木	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○一〇)	黒滝村笠木	区域		
次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			次の平面図のとおり			
とおり	次の平面図の			とおり	次の平面図の			とおり	次の平面図の			とおり	次の平面図の			とおり	次の平面図の			とおり	次の平面図の			
及び黒滝村	奈良県吉野			役場総務課	及び黒滝村	土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	及び黒滝村	土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	及び黒滝村	土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	及び黒滝村	土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	及び黒滝村	土木事務所	奈良県吉野	役場総務課

急傾斜地崩 (○○七)	黒滝村桂原	壊警戒区域	黒滝村桂原 (○○六)	壊警戒区域	黒滝村桂原 (○○五)	壊警戒区域	黒滝村桂原 (○○四)	壊警戒区域	黒滝村桂原 (○○三)	壊警戒区域	黒滝村桂原 (○○二)	壊警戒区域
次の平面図 のとおり			次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり	
急傾斜地崩 (○○七)	黒滝村桂原	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○○六)	黒滝村桂原	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○○五)	黒滝村桂原	区域	壊特別警戒	急傾斜地崩 (○○四)
次の平面図 のとおり			次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり		次の平面図 のとおり	
とおり とおり			とおり とおり		次の平面図の とおり		とおり とおり		次の平面図の とおり		とおり とおり	
及び黒滝村 土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	及び黒滝村 土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	及び黒滝村 土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	及び黒滝村 土木事務所	奈良県吉野	役場総務課	役場総務課

				壊警戒区域
黒滝村桂原 (○○八)	次の平面図 のとおり	黒滝村桂原 (○○八)	次の平面図 のとおり	
黒滝村栗飯 谷(○○二) ～急傾斜地	次の平面図 のとおり	黒滝村栗飯 谷(○○二) ～急傾斜地	次の平面図 のとおり	区域
崩壊警戒区 域		崩壊特別警 戒区域		壊特別警戒
				役場総務課
奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課	次の平面図の とおり	奈良県吉野 土木事務所 及び黒滝村 役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。